

北朝鮮の核・ミサイルの脅威に対し、外交力の発揮を求める
意見書

北朝鮮は、国際社会からの自制を求める声を見做し、度重なる各種ミサイルの発射を行っただけでなく、弾道ミサイルの発射や6回目の核実験をするなど、北朝鮮の脅威は新たな段階に入ったと言わざるを得ません。これらの挑発によって日本を取り巻く安全保障環境は深刻さを増しています。

このような累次の国連安保理決議に反する北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国をはじめとする東アジア地域、そして国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威、挑戦です。周辺空域・海域の航空機、船舶にも深刻な危険をもたらしており、断じて認められません。北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難します。

北朝鮮のミサイル発射、そして核開発を阻止するためには、先般安保理で採択した追加決議をはじめ経済制裁を徹底する必要があります。政府は、北朝鮮に対する各種制裁の実効性を更に高めるため、強固な日米同盟を背景に、韓国、中国とも緊密に協議し、日米韓の連携のもと、中国、ロシアをはじめ関係国への働きかけを一層強めるべきです。強い危機感を持って、更なる外交努力を尽くすよう政府に求めます。

また、政府には、不測の事態に備え、P A C 3の適切な展開を含め、国民の安全確保に万全の態勢をとるよう求めます。

武力紛争となれば、各国市民を巻き込む極めて甚大な犠牲を生むことになります。政府に対し、近隣諸国との不断の信頼醸成を含め、冷静に日本の外交力を発揮し、緊張が高まる現下の北朝鮮情勢を打開するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月25日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会